

被災地支援活動のための旅費補助基準

2012年4月1日

日本バプテスト連盟
東日本大震災被災地支援委員会

■ 旅費補助のおもな実施原則 ■

- a. 連盟主催(現地支援委員会各チーム主催を含む)および被災地にある教会主催の被災地支援ボランティアのために、教会から派遣されて被災地に赴く人(赴いた人)を、補助の対象者とする。
- b. 可能な限り、最も安価な交通手段を用いていただくことを基本とする。
- c. 連盟事務所(または付近)出発で、被災地支援車および個人所有車の費用については、原則として全額補助する。 →詳細はⅢ①参照
- d. 連盟事務所(または付近)出発で、公共交通機関を用いる場合は、10,000円を超える旅費を補助する。 →詳細はⅢ①参照
- e. 自宅から連盟事務所(または付近)までは、旅費の半額を上限として補助する。 →詳細はⅢ②参照
- f. 自宅から直接被災地に行く場合は、旅費の半額を上限として補助する。 →詳細はⅢ③参照
- g. 補助は、所定の申請書による申請に応じて行うこととし、事後の補助は一ヶ月以内に限ることとする。

■ 旅費補助基準 ■

I. この基準を定めることの基本的な考え方

東日本大震災被災地支援活動は、全国諸教会の包括法人である連盟のキリスト教事業の一つとして位置づけることとする(連盟規約第三条)。継続的な推進のために仕組みを構築し、息の長い奉仕活動として行う必要があり、そのために全国の教会を対象に長期的にボランティアとして奉仕する者を奨励していく。旅費の補助については、基準を明確にすることにより、全国の教会からボランティアとして被災地支援に参加することが一定程度の公平性をもって、容易となることを目的として定める。

II. 考えられる現地までの旅程と旅費補助の形態

・パターン1	居住地 → 連盟事務所 → 被災地(岩手、宮城、福島)	下記Ⅲの①と②を補助
・パターン2	居住地 → → → → 被災地(岩手、宮城、福島)	下記Ⅲの③を補助

従来は下記Ⅲ①の一部(被災地支援車両の提供とガソリン、有料・高速道路料金)に限って実費を補助してきたが、今後、継続的に幅広く全国の教会伝道所から支援活動に参加していただくために下記Ⅲ②③を補助に加えた。

III. 補助の基準

- 奉仕者は教会・伝道所の承認を得て派遣された者であること。
- ボランティア期間中の労務費(時間給・手当等)は支給しない。
- ボランティア期間中及び事前事後に発生する衣食住に関する費用は支給しない。
- 被災地までの旅費(往復交通費)について一部を被災地支援募金会計(以下連盟)から拠出し補助する。
- ボランティア保険(天災A)付保費用は領収証による請求に応じて支給する。
具体的な旅費補助の基準を以下に示す。

① 連盟事務所（JR南浦和駅）から被災地までの旅費

- ◇ 2名以上運転者が確保できた場合、支援車を連盟が提供する。その場合、ガソリン代、有料・高速道路料金は連盟が実費を補助する。
- ◇ 個人所有車を使用する場合も同様とする。
- ◇ 公共交通機関を用いる場合、以下の費用を連盟が補助する。
 - イ) 岩手県地域への支援（盛岡教会または遠野VCを中継）
 - ・新幹線利用の場合 → 補助額：16,000円（往復分）
 - ・その他の交通機関利用の場合 → 10,000円を超える部分を補助。但し補助の上限を16,000円とする。
 - ロ) 宮城県地域への支援
 - ・新幹線利用の場合 → 補助額：10,000円（往復分）
 - ・その他の交通機関利用の場合 → 10,000円を超える部分を補助。但し補助の上限を10,000円とする。
 - ハ) 福島県地域への支援
 - ・新幹線利用の場合 → 補助額：3,000円（往復分）
 - ・その他の交通機関利用の場合 → 10,000円を超える部分を補助。但し補助の上限を3,000円とする。

② 居住地域から連盟事務所（JR南浦和駅）までの旅費

- ◇ 可能な限り安価な交通手段で移動することに協力願う。
- ◇ 公共交通機関を用いた場合、半額相当額を連盟が補助する。（下表参照）
但し、首都圏・東北圏からの奉仕者への旅費補助は行わない。
- ◇ 個人所有車を使用した場合、ガソリン代、有料・高速道路料金の半額は連盟が補助する。但し、この場合は1名以上の同乗者を要し、下表の補助金額を上限とする。

<補助金額及び算定費用> A：特割航空運賃+[羽田→南浦和] R：新幹線+南浦和

居住地域	旅費概算	補助額	居住地域	旅費概算	補助額
札幌	A 52,000	26,000	大阪	R 28,120	14,000
新潟	R 19,320	10,000	高松	A 50,000	25,000
静岡	R 12,580	7,000	広島	R 36,700	18,000
浜松	R 16,360		福岡	A 52,000	26,000
名古屋	R 21,580	10,000	鹿児島・沖縄	A 54,000	27,000

③ 居住地域から直接被災地に移動する場合の旅費

- ◇ 可能な限り安価な手段で移動することに協力願う。
 - イ) 北海道地域から公共交通機関を利用し被災地支援を行う場合の旅費は、以下の金額（旅費半額相当金額）を連盟が補助する。
 - ・岩手地域への支援 → 補助額：15,000円
 - ・宮城地区への支援 → 補助額：18,000円
 - ・福島地区への支援 → 補助額：20,000円
 個人所有車を使用した場合、ガソリン代、有料・高速道路料金実費を連盟が補助する。但し、この場合は1名以上の同乗者を要し、上記公共交通機関を用いた場合の補助金額を上限とする。また、苫小牧から仙台までフェリーを利用した場合は、ガソリン代、有料・高速道路料金実費に加え「車+運転者乗船料」及び同乗者の乗船料のそれぞれ半額を補助する。但しこの場合、乗船料補助額の上限は車1台単位で上記公共交通機関を用いた場合の補助金額を上限とする。
 - ロ) 北海道、東北、首都圏以外から連盟事務所を経ずに直接被災地に移動する場合は以下の基準で旅費を補助する。

(1) 居住地域から公共交通機関を利用のうえ首都圏を経由し移動する場合は、上記Ⅱのパターン1を適用する。個人所有車を使用のうえ首都圏を経由し移動する場合も同様とする。

(2) 居住地域から公共交通機関を利用のうえ、首都圏を経由せずに直接被災地に移動する場合は、上記Ⅲ②「居住地→連盟事務所」補助に加え、①「連盟事務所→被災地」補助額の半額を基本に連盟が補助する。

公共交通機関を利用した場合の補助額を以下に示す。

居住地域	支援地域		
	岩手地域	宮城地域	福島地域
新潟	18,000	15,000	11,500
静岡	15,000	12,000	8,500
浜松			
名古屋	18,000	15,000	11,500
大阪	22,000	19,000	15,500
高松	33,000	30,000	26,500
広島	26,000	23,000	19,500
福岡	34,000	31,000	27,500
鹿児島・沖縄	35,000	32,000	28,500

個人所有車を使用し、首都圏を経由せずに直接被災地に移動する場合はガソリン代、有料・高速道路料金実費を連盟が補助する。但し、この場合は1名以上の同乗者を要し、上記公共交通機関を用いた場合の補助金額を上限とする。また、フェリーを利用した場合はガソリン代、有料・高速道路料金実費に加え「車+運転者乗船料」及び同乗者の乗船料のそれぞれ半額を補助する。但しこの場合、乗船料補助額の上限は車1台単位で上記公共交通機関を用いた場合の補助金額を上限とする。

以 上

被災地支援旅費補助申請書

2012年 月 日

日本バプテスト連盟
東日本大震災被災地支援委員会 御中

下記の通り費用を報告いたします。

請求者（代表者）	（自著または捺印）	
	（連絡先： _____ ）	
奉 仕	支援先	
	日 程	
	奉仕内容	
参加者氏名及び 人数（含代表者）	_____ 名	

<費用詳細及び補助額>

日 付	支払項目	金 額	明 細	補助額
(記入例) →	特急券・乗車券	××	新大阪→東京→南浦和 新幹線・JR	(連盟記入欄)
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				
合 計				

- ※ 領収証を別の用紙に貼付して請求時に提出してください。但し、公共交通機関による旅費については経路と路線名等を明記していただくことで省略可とします。
- ※ 提出方法は郵送またはFAX、電子メールに画像を添付のうえ被災地支援委員会にお送りください。
- ※ 問い合わせをさせていただく場合がありますので上記連絡先に日常連絡のとれる電話番号、電子メールアドレス等をお書きください。
- ※ 支払いは原則として銀行振り込みとさせていただきます。金融機関を下記にご記入ください。
- ※ 本件に関するお問い合わせは、被災地支援委員会/塩川 (048-883-1091、jbcsaigai@bapren.jp) 宛お願いします

振込先金融機関	金融機関名（銀行等）	
	支店名	
	口座種別及び番号	
	口座名義人（カタカナ）	